

## 独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正（案）
	<p>附 則</p> <p><u>（平成24年4月1日から平成26年3月31日までの特例措置）</u></p> <p><u>1 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間においては、給与の支給にあたり、俸給の月額、地域手当、期末手当、勤勉手当については、次の各号に定める額に相当する額を減じて、支給する。</u></p> <p><u>（1）俸給 俸給の月額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>（2）地域手当 地域手当の額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>（3）期末手当 期末手当の額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>（2）勤勉手当 勤勉手当の額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p><u>2 平成24年6月の期末手当の額は、第9条の規定により算定される期末手当の額から、俸給の月額等の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に平成23年4月1日からこの規程の施行の属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額の合計額を減じた額とする。</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>3 この規程は平成24年4月1日から施行する。</u></p>